

これから狩猟を始めたい方へ

～狩猟ができるまでの流れ～



令和6年4月

鹿児島県 環境林務部 自然保護課

目 次

	ページ
狩猟免許	1
狩猟者登録	2
狩猟期間	2
狩猟鳥獣	3
狩猟ができるまでの流れ	4
狩猟免許試験の申込み	5
試験前の準備（試験対策）	6
狩猟免許試験の受験	6
狩猟免許の取得	8
獵具（狩猟に必要な道具）の用意	9
狩猟者登録	10
狩猟	11
問い合わせ先	12

1 狩猟免許

◇狩猟をするためには、都道府県が実施する狩猟免許試験に合格して、「狩猟免許」を取得する必要があります。

◇「狩猟免許」は、使用する猟具に応じて、次の4種類に分かれています。

免許の種類	使用できる猟具
網猟免許	むそう網、はり網、つき網、なげ網
わな猟免許	くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな
第一種銃猟免許	散弾銃、ライフル銃、空気銃（圧縮ガス銃を含む）
第二種銃猟免許	空気銃（圧縮ガス銃を含む）

◇「狩猟免許」を取得した証として「狩猟免状」が交付されますが、免許の有効期間は3年（初回は約3年）となっています。

◇期間満了となる年に、都道府県が開催する更新検査講習を受講し、適性検査に合格すると新たな「狩猟免状」が交付されます。



2 狩猟者登録

◇狩猟免許を取得した後、狩猟を行いたい場所を管轄する都道府県で狩猟免許に応じた「狩猟者登録」をすると、その都道府県内において、当年の狩猟期間中に狩猟免許に応じた獵具を使用して、狩猟を行うことができます。

●銃器を使用した狩猟（第一種銃猟、第二種銃猟）を行う場合には

◇銃器（散弾銃、ライフル銃、空気銃）を使用して狩猟を行う場合には銃器が必要になりますが、狩猟免許では銃器を所持することはできません。

◇銃器を所持するには、「銃砲刀剣類所持等取締法」に基づく手続が必要で、住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請を行って「所持許可」を受けなければなりません。

◇手続の方法など詳しいことは、住所地を管轄する警察署の生活安全課銃砲行政担当係にお問い合わせください。

3 狩猟期間

◇「狩猟期間」は、「毎年11月15日（北海道は10月1日）から翌年2月15日（北海道は1月31日）までの期間」が基本とされていますが、狩猟鳥獣の保護を図るため、現在は次のとおり期間が限定（短縮）されています。

地域	狩猟期間
北海道	毎年10月1日から翌年1月31日まで（4ヶ月間）
北海道以外	毎年11月15日から翌年2月15日まで（3ヶ月間）
鹿児島県	<u>毎年11月15日から翌年2月15日まで</u> <u>※ただし、イノシシ、ニホンジカ及びヤクシカについては、</u> <u>特定計画対象地域に限り</u> <u>毎年11月1日から翌年3月15日まで</u>

※ただし、地域や鳥獣の種類によっては期間が異なる場合があります。狩猟しようとする場所の都道府県の情報をご確認ください。

4 狩猟鳥獣

◇狩猟によって捕獲等が認められている野生の鳥及び獣（ほ乳類）を「狩猟鳥獣」といいます。現在、次の鳥類26種、獣類20種が狩猟鳥獣とされています。

また、一部の狩猟鳥獣については、捕獲できる数量が決められていますので、実際の狩猟に当たっては確認が必要です。

なお、狩猟では、狩猟鳥の卵の採取とひなの捕獲は認められていません。

【狩猟鳥獣（令和4年度改正）】

鳥類	エゾライチョウ、ヤマドリ（亜種コシジロ ヤマドリを除く）、キジ、コジュケイ、 ヨシガモ、ヒドリガモ、マガモ、カルガモ、 ハシビロガモ、オナガガモ、コガモ、 ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、 クロガモ、キジバト、カワウ、ヤマシギ、 タシギ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、 ハシブトガラス、ヒヨドリ、ムクドリ、 ニュウナイスズメ、スズメ	
獣類	タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、 テン（亜種ツシマテンを除く）、 イタチ（オスに限る）、シベリアイタチ (長崎県対馬市の個体群以外の個体群)、 ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、 ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ、 ニホンジカ、タイワンリス、シマリス、 ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ	

※ただし、狩猟鳥獣であっても地域や期間を定めて捕獲等が禁止されている種類もあります。狩猟しようとする場所の都道府県の情報をご確認ください。

狩猟ができるまでの流れ

STEP 1 狩猟免許試験の申込み

4種類の免許（網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟）から選択

6月下旬頃～



STEP 2 試験前の準備（試験対策）

事前講習会（有料）の受講（任意）、テキスト等による勉強 など



STEP 3 狩猟免許試験の受験

猟具の種類ごとの知識・適性・技能の各試験を受験

7月下旬頃

8月下旬頃

12月中旬頃



STEP 4 狩猟免許の取得

狩猟免状の受領、免許は3年間（初回は約3年間）有効



STEP 5 猟具（狩猟に必要な道具）の用意

免許に応じた猟具を購入 ※銃猟の場合は別に銃砲所持許可が必要



STEP 6 狩猟者登録

登録手数料と狩猟税を支払い、狩猟者登録証と狩猟者記章などを受領



STEP 7 狩猟

狩猟者登録証（銃猟の場合は銃砲所持許可証も）を携帯し、狩猟者記章を着用し、鳥獣保護区など狩猟が禁止されている区域や場所などに注意して、狩猟を行います。

STEP 1 狩猟免許試験の申込み

県内に住所地がある方は、定められた申込み期間内に、地域振興局・支庁に申請書類一式を提出し、県証紙で申請手数料を支払います。

申請書には顔写真や医師の診断書などを添付する必要がありますので、十分余裕を持って準備してください。

申請書の様式（P.13 参考1），医師の診断書の様式（P.15 参考2）は、鹿児島県ホームページからダウンロードすることができます。

《試験を受けることができない方（欠格事由）》

- ①網猟免許及びわな猟免許にあっては18歳に、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあっては20歳に、それぞれ満たない者
- ②統合失調症、そういうつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者
- ③麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ④自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（①から③までに該当する者を除く。）
- ⑤法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- ⑥受験しようとする狩猟免許と同一の種類の免許を法第52条第2項第1号の規定により取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者

《申請するときに必要となる書類》

- ・狩猟免許申請書
- ・銃砲所持許可を受けている場合には、許可証の写し
- ・銃砲所持許可を受けていない場合には、上記欠格事由の②から④までに該当しないことの医師の診断書
- ・6ヶ月以内に撮影した顔写真（縦3.0cm、横2.4cmで、裏面に氏名、撮影年年日を記載したもの）1枚
- ・申請手数料額の県収入証紙（狩猟免許申請書に貼り付けること。）
- ・84円の切手

《申請手数料（令和6年4月1日現在）》

区分	網猟	わな猟	第一種銃猟	第二種銃猟
初めて免許を取得する人	5,200円	5,200円	5,200円	5,200円
既に免許を有し、他の免許を取得する人	3,900円	3,900円	3,900円	3,900円

STEP2 試験前の準備（試験対策）

県では、特に免許試験のための講習会等は実施していません。

狩猟者の団体である一般社団法人鹿児島県猟友会が免許試験の約1週間前などに開催している講習会（法令解説、猟具の取扱い実習、狩猟鳥獣の判別方法など、有料）を受講するか、「狩猟読本」などの参考図書で自分で勉強するか、知り合いの狩猟者から教わるなどして勉強します。

なお、事前講習会の日時や場所、申込み方法などの詳しい内容は、一般社団法人鹿児島県猟友会（電話：099-222-9449）にお問い合わせください。

STEP3 狩猟免許試験の受験

◇免許試験の日程・会場

県では例年、狩猟免許試験を7月・8月に県内各地の地域振興局・支庁で、12月に県庁で実施します。

具体的な日程、会場、実施する免許の種類などは、県自然保護課又は最寄の地域振興局・支庁林務水産課にお問い合わせください。鹿児島県のホームページでも確認することができます。

◇令和6年度の実施計画

- ・第1回試験 令和6年7月28日（日）午前9時から 県下7会場
申請期間：令和6年6月17日（月）から7月12日（金）
- ・第2回試験 令和6年8月25日（日）午前9時から 県下7会場
申請期間：令和6年7月16日（火）から8月9日（金）
- ・第3回試験 令和6年12月15日（日）午前9時から 県庁
申請期間：令和6年10月28日（月）から11月29日（金）

◇免許試験の内容（概要）

1 知識試験

三肢択一方式の筆記試験。70%以上の得点で合格（4種類の免許に共通）

受験者区分	試験内容	問題数	時間
初めて免許を取得する人	<ul style="list-style-type: none">・法令・鳥獣の保護及び管理に関する知識・鳥獣に関する知識・猟具に関する知識	30問	90分
既に免許を有し、他の免許を取得する人	<ul style="list-style-type: none">・猟具に関する知識	10問	30分

2 適性試験

視力、聴力、運動能力に関する試験（4種類の免許に共通）

科目	合格基準
視力	<p>【網猟免許・わな猟免許】</p> <ul style="list-style-type: none">・視力（矯正視力を含む。以下同じ。）が両眼で0.5 以上・一眼が見えない者は、他眼の視野が左右150 度以上で、視力が0.5 以上 <p>【第一種銃猟免許・第二種銃猟免許】</p> <ul style="list-style-type: none">・視力（矯正視力を含む。以下同じ。）が両眼で0.7 以上であり、かつ一眼でそれぞれ0.3 以上・一眼の視力が0.3 に満たない者又は一眼が見えない者は、他眼の視野が左右150 度以上で、視力が0.7 以上
聴力	10 メートルの距離で90 デシベルの警音機の音が聞こえること（補聴器により補正された場合を含む。）。
運動能力	狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹の障害がないこと。

3 技能試験

採点は減点方式で行われ、30点以下の減点で合格。

免許の種別	試験内容
網猟 わな猟	<ul style="list-style-type: none">・網猟（わな猟）で使用できる猟具の判別・網猟（わな猟）で使用できる猟具のうち1 種類の架設・図を見ての狩猟鳥獣の判別
第一種銃猟	<ul style="list-style-type: none">・模造銃の点検、分解、結合操作・模造弾の装てん、射撃姿勢、脱包・団体行動時の銃器の保持、受渡し等・休憩時の銃器の取扱い・模造空気銃の圧縮操作、装てん、射撃姿勢・距離の目測・図を見ての狩猟鳥獣の判別
第二種銃猟	<ul style="list-style-type: none">・模造空気銃の圧縮操作、装てん、射撃姿勢・距離の目測・面を見ての狩猟鳥獣の判別

STEP4 狩猟免許の取得

狩猟免許試験に合格すると、狩猟免許の種類ごとに、県知事から狩猟免状が交付されます。

◇免許の有効範囲

狩猟免許は、住所地のある都道府県知事から交付されますが、有効範囲は全国一円です。

◇免許の有効期間

狩猟免許の有効期間は、3年間（初回は約3年間）です。

※狩猟免許を更新せず、有効期間が過ぎた場合は失効となりますので、注意してください。

◇免許の更新

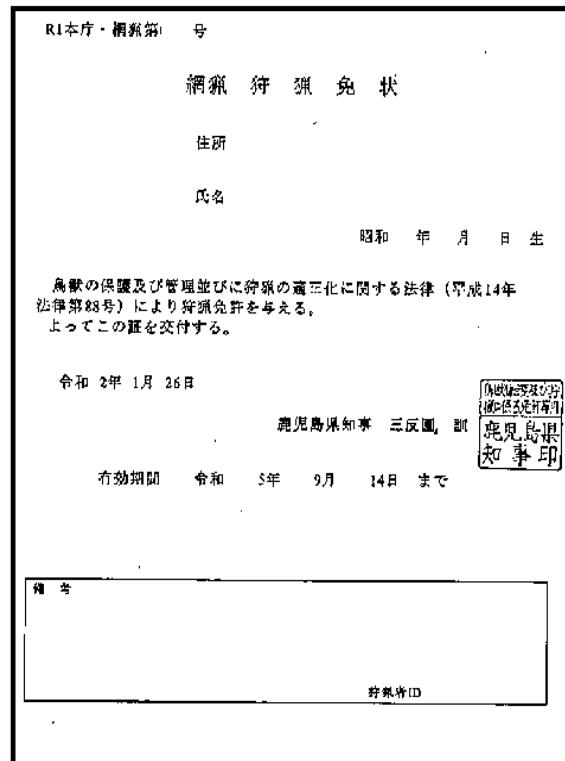
狩猟免許の更新は、3年目の9月15日に行うこととされています。3年目の9月14日までに、県が開催する狩猟免許更新に係る講習を受講し、適性試験（運動能力・聴力・視力）に合格すると新たな免状が交付されます。

◇免許の取り消し等

鳥獣保護管理法に違反したり、適性がなくなったりした場合には、その程度に応じて、狩猟免許が取り消されたり、効力が停止されたりすることがあります。

狩猟免許が取り消された場合には、狩猟免状は返納しなければなりません。

狩猟免許が取り消された場合、その後の3年間は、取り消された狩猟免許を再取得するための試験を受けることはできません。



【狩猟免状】



STEP5 猟具（狩猟に必要な道具）の用意

狩猟免許を取得して、実際に狩猟を始めようとするときに必要となる道具は、概ね次のとおりです。

わなや猟銃等の獵具については、購入する獵具に応じて金額に違いがあります。

品名		概算価格	備 考
銃関係	銃器	10万円～	散弾銃（水平2連銃、上下2連銃、半自動銃など）、ライフル銃、空気銃など (中古銃は約5万円～)
	実包	1発 約80円～	通常は25個入りのケース販売
	ガンロックバー	3万円	銃の自宅保管用
	装弾ロックバー	1万円	実包の自宅保管用
	洗い矢	4千円	銃の掃除用
	潤滑油	1千円	銃の手入れ用
	銃カバー・ケース	3千円～	銃の運搬、携帯に使用
	スリング(負革)	3千円～	銃を肩に掛けるためのベルト
わな関係	網やわな	数千円～ 数十万円	網、くくりわな、はこわななど
	標識（名札）	数百円～	網やわなにつけるネーム標識
ウェア関係	コート	数千円～	寒気や雨などから身体を保護
	帽子	3千円～	目立つ色による誤射、ケガの防止
	狩猟用ベスト	1万円～	目立つ色による誤射防止
	靴	数千円～	防寒、滑り止め、ケガ防止
	手袋	1千円～	防寒、銃の操作の際の滑り止め

※一般社団法人大日本猟友会ホームページから引用

STEP6 狩猟者登録

狩猟免許は全国で有効ですが、狩猟者登録は申請した都道府県のみで有効です。
また、有効期間はその年度の狩猟の期間だけです。

実際の狩猟を行うためには、毎シーズン、狩猟を行いたい場所を管轄する都道府県ごとに、所持している免許のうち狩猟に使用するものの狩猟者登録を行わなければなりません。また、登録手数料や狩猟税も都道府県ごとに必要となります。

登録は免許の種類に応じて4種類に分かれており、複数の種類の登録を同時に行うこともできます。

◇登録申請

県内で狩猟者登録をする場合は、定められた申請期間中に、地域振興局・支庁へ申請書類一式を提出し、県証紙で申請手数料を支払うとともに、現金で狩猟税を支払います。

《申請するときに必要となる書類》

- ◎ 狩猟者登録申請書
- ◎ 3,000万円以上の損害賠償保険に入っていることの証明書
- ◎ 6か月以内に撮影した顔写真（縦3.0cm、横2.4cmで、裏面に氏名、撮影年月日を記載したもの）2枚
- ◎ 申請手数料額の県収入証紙（狩猟者登録申請書に貼り付けること。）
- ◎ 狩猟税

《申請手数料・狩猟税（令和6年4月1日現在）》

区分	網猟	わな猟	第一種銃猟	第二種銃猟
狩猟者登録手数料	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円
狩猟税	一般	8,200円	8,200円	16,500円
	所得割額の納付を要しない者※	5,500円	5,500円	11,000円

※ 当該年度の都道府県民税の所得割額の納付することを要しない者のうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く）以外の者で、住所地の市町村長の発行した証明書を添付した者

◇登録すると交付・配布される物

- ・狩猟者登録証

※狩猟をするときに携行しなければならないものです。

- ・狩猟者記章

※狩猟をするときに衣服又は帽子に着用しなければならないものです。

- ・狩猟者必携及び鳥獣保護区等位置図

※鹿児島県の狩猟のルール等を説明する狩猟者必携と狩猟をするときに狩猟が禁止されていない場所であることを確認するための地図（通称「ハンターマップ」）です。

STEP 7 狩猟

狩猟者登録証等の交付を受け、狩猟期間※（P2参照）になったら、狩猟を行うことができます。

【鹿児島県内の狩猟期間】

11月15日～2月15日

(イノシシ、ニホンジカ及びヤクシカについては、特定計画対象地域に限り、11月1日～3月15日)

◇狩猟の基本的な心構え－「狩猟読本より抜粋」－

◎ 事故等を起こさないように、同行者等に危害を与えないように、ルールやマナーを守り安全な方法で行うこと

◎ 狩猟資源の「持続的利用」を図ることを常に意識すること（捕り尽くさないということ。）

◎ 高い見識を備えた社会人（人格者）として尊敬されるように、常に緊張感を持って行うこと

◎ 猟欲を抑えて、獲物の数よりも「無事故・無違反」を誇りにすること

この手引きに関する問い合わせ先

機関名	住所	電話番号 E-mail
鹿児島県環境林務部 自然保護課野生生物係	鹿児島市鴨池新町10-1号	099-286-2616 yasei@pref.kagoshima.lg.jp

県出先機関

機関名	住所	電話番号
鹿児島地域振興局 農林水産部林務水産課林務係	鹿児島市小川町3-56	099-805-7362
南薩地域振興局 農林水産部林務水産課林務係	南さつま市加世田東本町8-13	0993-52-1335
北薩地域振興局 農林水産部林務水産課林務係	薩摩川内市神田町1-22	0996-25-5509
姶良・伊佐地域振興局 農林水産部林務水産課林務水産係	姶良市加治木町諏訪町12	0995-63-8159
大隅地域振興局 農林水産部林務水産課林務第二係	鹿屋市打馬二丁目16-6	0994-52-2162
熊毛支庁 農林水産部林務水産課林務係	西之表市西之表7590	0997-22-1133
熊毛支庁屋久島事務所 農林普及課林務係	熊毛郡屋久島町安房650	0997-46-2253
大島支庁 農林水産部林務水産課林務係	奄美市名瀬永田町17-3	0997-57-7285

獣友会

機関名	住所	電話番号
一般社団法人鹿児島県獣友会	鹿児島市山下町9-15	099-222-9449